D０１８　細菌培養同定検査
1　口腔、気道又は呼吸器からの検体　140点
2　消化管からの検体　140点
3　血液又は穿刺液　150点
4　泌尿器又は生殖器からの検体　130点
5　その他の部位からの検体　120点
6　簡易培養検査　60点
注　１から６までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、80点を加算する。
D０１９　細菌薬剤感受性検査
1　１菌種　140点
2　２菌種　180点
3　３菌種以上　230点
D０１９－２　酵母様真菌薬剤感受性検査　130点
D０２０　抗酸菌分離培養検査
1　抗酸菌分離培養検査１　200点
2　抗酸菌分離培養検査２　180点
D０２１　抗酸菌同定検査（種目数にかかわらず一連につき）　290点
D０２２　抗酸菌薬剤感受性検査（培地数に関係なく）　300点
注　４薬剤以上使用した場合に限り算定する。
D０２３　微生物核酸同定・定量検査
1　白血球中細菌核酸同定検査（１菌種当たり）　130点
2　淋菌核酸同定検査、クラミジアトラコマチス核酸同定検査　210点
3　ＨＢＶ核酸定量検査　290点
4　淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査　300点
5　ＤＮＡポリメラーゼ　310点
6　ＨＣＶ核酸同定検査、ＨＰＶ核酸同定検査　360点
注　ＨＰＶ核酸同定検査については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がＡＳＣ－ＵＳと判定された患者に対して行った場合に限り算定する。
7　抗酸菌群核酸同定検査、結核菌群核酸同定検査　410点
8　マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定検査　430点
9　ＨＣＶ核酸定量検査、血清中のＨＢＶプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査、ＳＡＲＳコロナウイルス核酸増幅同定検査　450点
10　ＨＩＶ－Ｉ核酸定量検査　520点
注　検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、130点を加算する。
11　結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査　550点
12　ＨＩＶ－ジェノタイプ薬剤耐性検査　6,000点
D０２３－２　その他の微生物学的検査
1　黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白２’（ＰＢＰ２’）　55点
2　尿素呼気試験　70点
3　腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒（ＴＤＨ）検査　150点
4　大腸菌ベロトキシン検査　200点

D０２４　動物使用検査　170点
注　使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
（基本的検体検査実施料）
D０２５　基本的検体検査実施料（１日につき）
1　入院の日から起算して４週間以内の期間　140点
2　入院の日から起算して４週間を超えた期間　110点
注１　特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。
2　次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。
イ　尿中一般物質定性半定量検査
ロ　尿中特殊物質定性定量検査
ハ　尿沈渣顕微鏡検査
ニ　糞便検査
ホ　穿刺液・採取液検査
ヘ　血液形態・機能検査
ト　出血・凝固検査
チ　血液細胞核酸増幅同定検査（造血器腫瘍核酸増幅同定検査）
リ　血液化学検査
ヌ　免疫血液学的検査
ＡＢＯ血液型及びRh（Ｄ）血液型
ル　感染症免疫学的検査
梅毒脂質抗原使用検査（定性）、抗ストレプトリジンＯ価（ＡＳＯ価）、トキソプラズマ抗体価（半定量）、梅毒脂質抗原使用検査、ＴＰＨＡ試験、ＴＰＨＡ試験（定性）及びＨＩＶ－１抗体価
ヲ　肝炎ウイルス関連検査
HBs抗原（定性、半定量）、HBs抗体価（半定量）、HBs抗原、HBs抗体価、ＨＣＶ抗体価（定性、定量）及びＨＣＶ構造蛋白及び非構造蛋白抗体価
ワ　自己抗体検査
寒冷凝集反応及びリウマトイド因子
カ　血漿蛋白免疫学的検査
Ｃ反応性蛋白（ＣＲＰ）定性、Ｃ反応性蛋白（ＣＲＰ）、血清補体価(CH_{50})及び免疫グロブリン
ヨ　微生物学的検査
3　療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第１章第２部第２節に規定するＨＩＶ感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第３節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。
第２款　検体検査判断料
区分
D０２６　検体検査判断料
1　尿・糞便等検査判断料　34点
2　血液学的検査判断料　125点